

適用拡大登録のご案内

令和7年11月

農林水産省登録
第24663号

殺虫剤 **セフィーナ[®]DC** アフードピロペン水和剤

令和7年11月26日付けで、以下のとおり適用拡大登録されました。

- 作物名「はなやさい類（ブロッコリーを除く）」が追加登録されました。
- 作物名「てんさい」に使用方法「無人航空機による散布」が追加登録されました。
- 作物名「ばれいしょ」の使用液量「25L/10a」に希釈倍数「1000倍」が追加され「500～1000倍」に登録されました。

【追加事項のみ抜粋：太字下線部】

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	アフードピロペン を含む農薬 の総使用回数	
ブロッコリー	アブラムシ類	2000～4000倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで	2回以内	散布	2回以内	
<u>はなやさい類 (ブロッコリーを除く)</u>		4000倍						
てんさい		2000～4000倍						
<u>32～64倍</u>		<u>1.6～3.2</u> <u>L/10a</u>				<u>無人航空機 による散布</u>		
ばれいしょ		2000～4000倍	100～300 L/10a		2回以内	散布		
		<u>500～ 1000倍</u>	25L/10a					

* 使用上の注意事項が変更および追加されました。

【変更事項：太字下線部】

- ばれいしょに対して希釈倍数500～1000倍で散布する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の速度連動式地上液剤散布装置を使用すること。

【追加事項】

- 本剤を無人航空機で散布する場合は、次の事項に注意すること。
 - 散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - 散布中、薬液が漏れないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - 散布薬液の飛散による他の分野への影響に注意して、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

その他の使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。

——さらに詳しい情報を知りたい方へのお知らせ——

【フリーダイヤル】 ☎0120-014-660 【ホームページ】 <https://crop-protection.bASF.co.jp/>

BASFジャパン株式会社

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3-4-4 OVOL日本橋ビル3階 ☎0120-014-660

●情報提供の目的で弊社よりダイレクトメールを発送しております。ご不要の場合はお手数ですがフリーダイヤルまでご一報ください。

®=BASF社の登録商標